滋障福第　1510　号

 　　令和４年(2022年)7月26日

各障害福祉サービス等事業所　運営法人代表者　様

 　　 　　　　　　　　　　滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

令和４年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出について

平素は、本県の障害福祉施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、障害者総合支援法および児童福祉法における報酬告示が改正され、令和４年10月から適用されることとなりました。

つきましては、令和４年度（2022年10月サービス提供分から2023年３月サービス提供分）において、**福祉・介護職員等処遇ベースアップ等支援加算**の適用を希望される場合は、下記により令和４年度計画書を提出願います。

なお、計画書の作成に当たっては、別添「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和４年７月２２日付け障障発0722第１号）を御確認ください。

記

**１．提出書類**

・別紙様式２－１ 計画書\_総括表

・別紙様式２－４ 個表\_ベースアップ

・【支援加算】チェックシート

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書または障害児（通所・入所）

　給付費算定に係る体制等に関する届出書

|  |
| --- |
| **※「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」または「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」****※処遇改善加算等を新規に算定または区分を変更する場合には計画書に併せて、上記の届出書を提出すること。****※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の処遇改善加算等に係る「介護給付費等算定に係る体制等****に関する届出書」の提出は健康福祉事務所ではなく、滋賀県障害福祉課になります。ただし、処遇改善加算等****に併せて特定事業所加算を新たに算定する等、処遇改善加算等以外の異動内容を含む場合は、滋賀県、****健康福祉事務所、それぞれに御提出ください。** |

**２．提出期限**

　　令和４年８月31日（水）

※上記期限までに計画書の提出のない場合、令和4年10月からの介護職員等

ベースアップ等支援加算は算定できません。

※11月以降の算定を希望する場合は、算定希望月の前々月の末日までに計画書等を

提出してください。

**３．提出方法**

郵送

**４．留意事項**

　(1) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定には、次の要件が必要です。（算定基準参照）

・福祉・介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額

が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、福祉・

介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三

分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計

画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。（計画書別紙様式

2-1の2（4）⑤が66.7％以上かつ、（5）ハ「賃金改善を行う給与の種類」の上段

「ベースアップ等」項目の基本給、決まって毎月支払われる手当（新設）・（既

存）のいずれかにチェックがあることが必ず必要であり、下段「その他」項目（賞

与、毎月支給ではない手当、その他（一時金等））のみは不可。）

・賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所

の処遇改善の計画を記載した介護職員等ベースアップ支援計画書を作成し、全ての

職員に周知し、都道府県知事（又は市町村長）に届け出ること。

・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施する

こと。

・事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事（又は市

町村長）に報告すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを算定していること

・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善

に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(2)その他事項

・事業所の指定権者が滋賀県と大津市にまたがる法人にあっては、①指定権者が滋賀　県の事業所と②指定権者が大津市の事業所に分けて作成の上、①については滋賀県（県庁当課）へ、②については大津市へ提出してください。

・障害福祉サービス等処遇改善計画書については、賃金改善実施期間中に賃金改善額が加算による受領額を上回らない場合、全額返還していただくことがありますので、十分御検討の上、計画書を提出してください。

　・根拠資料については、「届出に係る根拠資料について」の各項目にチェックいただくことで保管されていることの確認に代えますので原則提出は不要です。

　・福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金を算定していた事業所であっても、再度計画書の提出が必要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県健康医療福祉部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害福祉課企画・指導係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：077-528-3544

E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp